

# 日水製薬株式会社定款

(平成19年6月26日改正)

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は日水製薬株式会社（英文では Nissui Pharmaceutical Co.,Ltd.）と称する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 医薬品、医薬部外品、化粧品、試薬および化学薬品の製造、売買ならびに輸出入
2. 食品、飲料および調味料の製造、売買ならびに輸出入
3. 医療用具、医療用器材および衛生用品の製造、売買ならびに輸出入
4. 介護用品および介護機器の売買
5. 老人および身体上または精神上の障害者に対する入浴、排泄、食事その他の介護ならびに介護に関する指導
6. ホームヘルパー育成のための研修および養成に関する業務
7. 有料老人ホームの経営
8. 臨床検査の受託業務
9. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本 店)

第3条 当社は本店を東京都台東区に置く。

(機 関)

第4条 当社は次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は4,400万株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は株式に係る株券を発行する。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第9条 当社の単元株式数は100株とする。

- ② 当社は第7条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当社の株主(実質株主を含む、以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第11条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令およびこの定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第13条 当社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む、以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成、備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務ならびにその他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

### 第3章 株主総会

(招集の時期)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(開催場所)

第15条 当社は東京都において株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第16条 当社の定時株主総会の基準日は毎年3月31日とする。

(議長)

第17条 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の有する議決権の数にかかわらず、その議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第20条 株主がその議決権の行使を委任する代理人は、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名に限る。

## 第4章 取締役および取締役会

(定員)

第21条 当会社の取締役は15名以内とする。

(選任)

第22条 取締役は株主総会においてこれを選任する。

- ② 取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

- ③ 取締役選任の決議については累積投票によらない。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第24条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第25条 取締役会はその決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対してこれを発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。

(相談役および顧問)

第28条 当会社は取締役会の決議によって相談役および顧問各若干名を置くことができる。

(社外取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(定員)

第30条 当会社の監査役は4名以内とする。

(選任)

第31条 監査役は株主総会においてこれを選任する。

- ② 監査役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(補欠監査役の予選の効力)

第32条 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対してこれを発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬、賞その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第36条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。

(中間配当)

第39条 当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当という)を行うことができる。

(配当金支払期間)

第40条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払義務を免れる。

② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。